

平成 27 年第 1 回（3 月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第 1 号 平成 26 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 6 号）

〔企画・財政課〕

国の経済対策に基づく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を実施する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	4,324,951 千円
補正額	△12,137 千円
計	4,312,814 千円

○議案第 2 号 平成 26 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

〔戸籍・保険課〕

補助金及び拠出金の確定などに伴い補正するもの。

既定額	1,157,566 千円
補正額	3,051 千円
計	1,160,617 千円

○議案第 3 号 平成 26 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

〔健康長寿課〕

（保険事業勘定）

保険給付費の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	736,184 千円
補正額	△16,653 千円
計	719,531 千円

（介護サービス事業勘定）

事業費の決算見込みに伴い補正するもの。

既定額	3,320 千円
補正額	1,356 千円
計	4,676 千円

○議案第 4 号 平成 26 年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

〔上下水道課〕

各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	58,594 千円
補正額	△3,477 千円
計	55,117 千円

○議案第 5 号 平成 26 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

〔上下水道課〕

各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	708,270 千円
補正額	△20,358 千円
計	687,912 千円

○議案第 6 号 平成 26 年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔上下水道課〕

決算見込みに伴い補正するもの。

収益的	収入	既定額	264,707 千円
		補正額	1,009 千円
		計	265,716 千円
支出	既定額	254,740 千円	
		補正額	△5,714 千円
		計	249,026 千円
資本的	収入	既定額	62,344 千円
		補正額	△3,506 千円
		計	58,838 千円
支出	既定額	253,911 千円	
		補正額	△30,226 千円
		計	223,685 千円

○議案第 7 号 平成 27 年度宇治田原町一般会計予算

〔企画・財政課〕

予算額	4,282,000 千円
前年対比	3.2% (134,000 千円) 増

○議案第 8 号 平成 27 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

〔戸籍・保険課〕

予算額	1,273,071 千円
前年対比	16.2% (177,305 千円) 増

○議案第 9 号 平成 27 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

〔戸籍・保険課〕

予算額	91,567 千円
前年対比	3.4% (3,030 千円) 増

○議案第 10 号 平成 27 年度宇治田原町介護保険特別会計予算

〔健康長寿課〕

予算額 836,025 千円
前年対比 15.4% (111,405 千円) 増

○議案第 11 号 平成 27 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算

〔上下水道課〕

予算額 867,816 千円
前年対比 22.4% (158,616 千円) 増

○議案第 12 号 平成 27 年度宇治田原町水道事業会計予算

〔上下水道課〕

予算額 571,353 千円
前年対比 12.7% (64,470 千円) 増

○議案第 13 号 宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについて

〔総務課〕

交通対策・防犯対策の推進を目的に田原交番跡地に「地域みまもりステーション」を設置するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、設置及び管理に関して必要な事項を定めるもの。

○議案第 14 号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

地方分権一括法の施行により、介護保険法及び省令が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準に準じて、本条例を制定するもの。

主な内容は、事業所が配置すべき人員の内訳や運営などに関する基準について定めるもの。

○議案第 15 号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

地域の自主性及び自立性を高める地方分権一括法の施行により、介護保険法及び省令が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準に準じて、本条例を制定するもの。

主な内容は、地域包括支援センターの人員の基準や、暴力団排除について定めるもの。

○議案第 16 号 府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについて

〔産業振興課〕

大福集団茶園を府営土地改良事業で再造成するにあたり、土地改良法第 91 条第 3 項の規定に基づく分担金を町が受益者から徴収するため、本条例を制定するもの。

○議案第 17 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて

〔教育課〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、教育委員会委員長が廃止され、教育長の身分が特別職となるなど、関係条例の整備等が必要なため、所要の改正及び廃止を行うもの

○議案第 18 号 宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

行政処分等に関する手続について国民の権利利益の保護の充実を図るため、昨年 6 月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、法改正により新たに加えられた「行政指導の根拠等の提示義務」・「行政指導の中止等の求め」・「処分等の求め」などの手続を本条例に規定するもの。

○議案第 19 号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

平成 27 年 2 月 12 日の特別職報酬等審議会の答申を受け、町議会の議員の報酬額について、所要の改正を行うもの。

改正内容は、議長の報酬月額を現行の 305,000 円から 365,000 円に、副議長の報酬月額を 230,000 円から 275,000 円に、常任委員長の報酬月額を 205,000 円から 250,000 円に、議員の報酬月額を 200,000 円から 240,000 円にそれぞれ改めるもの。

○議案第 20 号 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の処遇改善を図ることを目的に、団員報酬等の引き上げを行うもの。

改正内容は、団長の報酬額を現行の 163,000 円から 169,500 円に、副団長の報酬額を 122,000 円から 128,500 円に、分団長の報酬額を 101,000 円から 107,500 円に、副分団長の報酬額を 81,000 円から 87,500 円に、部長の報酬額を 65,000 円から 71,500 円に、班長の報酬額を 33,000 円から 39,500 円に、団員の報酬額を 21,000 円から 28,000 円にそれぞれ改めるもの。

○議案第 21 号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔戸籍・保険課〕

京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

改正内容は、平成 27 年 4 月 1 日から自己負担割合が見直されること及び平成 27 年 8 月 1 日から世帯類型・所得制限が見直されることに伴い、本条例の改正するもの。

○議案第 22 号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔福祉課〕

平成 27 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、本条例について、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、保育料を利用者負担額として徴収するための改正をはじめ、延長保育料及び一時保育利用料等について規定するもの。

○議案第 23 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

3 年に 1 度見直しを行う介護保険事業計画の策定により、所得に応じた保険料段階の設定や保険料の見直しを行い、介護保険法の改正により拡充される地域支援事業の一部の実施時期について規定するため所要の改正を行うもの。

○議案第 24 号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

地方分権一括法の施行により、当該条例の拠所となる厚生労働省令「指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準」が改正され、一部サービスの名称変更や利用定員などの基準、暴力団の排除について、所要の改正を行うもの。

○議案第 25 号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

地方分権一括法及び当該条例の拠所となる厚生労働省令「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正により、一部サービスの名称や定員の変更、暴力団の排除など、所要の改正を行うもの。

○議案第 26 号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康長寿課〕

地域の自主性及び自立性を高める地方分権一括法により、介護保険法及び省令の改正に伴い、今まで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を町で定めることとなったため、それまでの基準に準じて本条例を改正するもの。

主な改正内容は、条例の名称を「宇治田原町指定地域密着型サービス事業者等の指定基準に関する条例」と改正し、町独自基準として暴力団排除について定めるもの。

○議案第 27 号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔産業振興課〕

森林総合利用施設「末山及びくつわ池自然公園」について、今後とも利用者に対するサービス向上と安心・安全な自然とのふれあい空間の提供を行っていくため、一部利用料金の上限の額について増額する改正を行うもの。

○議案第 28 号 宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについて

〔福祉課〕

これまで児童福祉法の規定に基づき、保育の実施措置に関し必要な事項を定めてきたものを、平成 27 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、本条例を廃止するもの。

○議案第 29 号 宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについて

〔上下水道課〕

平成 27 年度から奥山田地区簡易水道事業を水道事業に統合するため、奥山田地区簡易水道事業に関連する「宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例」、「宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計条例」、「宇治田原町奥山田地区簡易水道事業分担金徴収条例」、「宇治田原町奥山田地区簡易水道事業給水条例」、「宇治田原町奥山田地区簡易水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例」の 5 つの条例を廃止するもの

○議案第 30 号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）

〔企画・財政課〕

奥山田ふれあい交流館の指定管理者として、引き続き、「奥山田区」を指定するもの。

○議案第 31 号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）

〔福祉課〕

老人福祉センターの指定管理者として、引き続き、「宇治田原町社会福祉協議会」を指定するもの。

○議案第 32 号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）

〔産業振興課〕

林業センターの指定管理者として、引き続き、「宇治田原町森林組合」を指定するもの。

○議案第 33 号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））

〔産業振興課〕

森林総合利用施設の指定管理者として、引き続き、「郷之口生産森林組合」を指定するもの。

○議案第 34 号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）

〔産業振興課〕

商工センターの指定管理者として、引き続き、「宇治田原町商工会」を指定するもの。

○議案第 35 号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）

○議案第 36 号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）

〔建設・環境課〕

銘城台にある 2 つの都市公園の指定管理者として、引き続き、「銘城台自治会」を指定するもの。

○議案第 37 号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）

○議案第 38 号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）

○議案第 39 号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）

〔建設・環境課〕

緑苑坂にある 3 つの都市公園の指定管理者として、引き続き、「緑苑坂自治会」を指定するもの。

○議案第 40 号 人権擁護委員候補者の推薦について

〔戸籍・保険課〕

現人権擁護委員の高田美智子（たかだ・みちこ）氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となることから、法務大臣に対して同氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項規定により、議会の同意を求めるもの。